

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(Ⅷ-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること(施策目標Ⅷ-1-2) 基本目標Ⅷ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1:生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	担当 部局名	社会・援護局総務課 自殺対策推進室	作成責任者名	自殺対策推進室長 高橋俊博		
施策の概要	<p>○ 自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現のため、以下のような枠組みで自殺対策を推進している。</p> <p>○ 自殺対策基本法は、平成28年3月に一部改正され、同法に基づき策定する、政府が推進すべき自殺対策の指針である、「自殺総合対策大綱」(以下「大綱」という。)もまた、平成29年7月に改定された。また、自殺対策基本法においては、自殺対策を地域レベルの実践的な取り組みを中心とするものへと転換を図るため、都道府県及び市町村に対して、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定を義務付けている。</p> <p>○ 国は、地域の特性に応じた自殺対策計画を策定して対策を推進する都道府県及び市町村を財政面から支援するため、計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県等に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、都道府県等に対して地域自殺対策強化交付金を交付している。</p> <p>○ 国における推進体制の整備のため、平成28年度より、厚生労働大臣を長とする「自殺対策推進本部」を設置し、多岐にわたる自殺対策を総合的に推進するため、保健、医療、福祉、労働その他の関連施策の有機的連携を図り、省内横断的に取り組んでいる。</p> <p>○ 平成28年の自殺対策基本法の改正等を踏まえ改定された、第3次大綱では、以下の12項目を当面の重点施策としている。このうち、第3次大綱から新たに追加されたのは、「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」、「勤務問題による自殺対策を更に推進する」といった項目であり、自殺対策の推進体制についても、「地域における計画的な自殺対策の推進」が盛り込まれている。</p> <p>○ 大綱は、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、概ね5年を目途に見直しを行うこととされており、令和4年度の見直しに向け、令和3年度より検討を開始する予定である。</p> <p>【自殺総合対策における当面の重点施策】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> ① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する ② 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ④ 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る ⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする </td> <td style="width: 50%; border: none;"> ⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる ⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ ⑨ 遺された人への支援を充実する ⑩ 民間団体との連携を強化する ⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する ⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する </td> </tr> </table> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりへの懸念から、対面、電話、SNSを活用した相談支援体制の拡充、各種相談に対応する人材の養成、情報発信の強化等を図っている。具体的には、以下のような対策を講じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ころの健康相談統一ダイヤルの夜間相談体制強化のため、(公社)日本精神保健福祉士協会等が18時30分から22時30分の夜間に相談を実施 ・ 令和3年度より、全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し、事業者と都道府県等や支援団体が連携し、入口から出口まで一環した包括的支援体制の構築 ・ 都道府県等において、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援の実施 					① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する ② 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ④ 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る ⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる ⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ ⑨ 遺された人への支援を充実する ⑩ 民間団体との連携を強化する ⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する ⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する
① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する ② 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ④ 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る ⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる ⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ ⑨ 遺された人への支援を充実する ⑩ 民間団体との連携を強化する ⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する ⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する						
施策実現のための背景・課題	<p>○ 我が国の自殺者数は、平成10年以降14年連続で年間3万人を超える水準で推移してきたが、平成22年以降は10年連続の減少となっており、令和元年の年間自殺者数は2万169人と昭和53年の統計開始以来最小となった。</p> <p>○ しかし、令和2年7月以降は増加の傾向にあり、令和2年の年間自殺者数は2万1,081人(男性14,055人、女性7,026人)となり、前年に比べ912人(4.5%)増加した。この内訳は、男性は前年比23人減(11年連続減)に対し、女性は前年比935人増(15.4%増)となっており、特に女性の自殺者数が増加した。厚生労働大臣の指定調査研究等法人(※)の分析(※)によると、女性の自殺の背景に潜む経済生活問題、DV被害、育児の悩みなど様々な問題がコロナ禍において深刻化し、自殺者数の増加に影響を与えている可能性等が指摘されている。</p> <p style="margin-left: 20px;">※ (一社)いのちを支える自殺対策推進センター、「コロナ禍における自殺の動向に関する分析」(中間報告、令和2年10月21日公表)</p> <p>○ こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりへの懸念に対し、自殺を未然に防止するための対策を強化することで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺死亡率を減少させる必要がある。</p>						
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由				
目標1	地域レベルの実践的な取組の更なる推進等により、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すこと。		<p>○ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、我が国の自殺死亡率は主要先進7ヶ国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、非常事態は未だ続いている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の令和2年の自殺者数は特に女性で増加をしており、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりが懸念される状況にある。</p> <p>○ 自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進すること等により、かけがえのない命が自殺に追い込まれることのない社会を目指すことが必要であるため。</p>				
(課題1)							

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
①	人口10万人当たりの自殺者数(アウトカム)	18.5	平成27年	13.0	令和8年	17.5	17.0	16.5	16.0	15.5	自殺総合対策大綱(平成29年7月閣議決定)において、「2026(令和8)年までに、自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させる」ことを明記しているため。 (旧大綱(平成24年8月閣議決定)平成28年までに自殺死亡率を平成17年と比べて20%以上減少させることを目標とし、23.6%減少させることができた。そのため、次の目標としては、今後10年間で先進諸国の現在の水準まで減少させることを目標として、さらに高い目標を掲げたものである。)	
						16.4	16.1	15.7	集計中 (R4年2月下旬公表予定)			
2	自殺予防週間や自殺対策強化月間について、聞いたことがある人の割合(アウトカム)	-	-	66.7%	令和3年度	-	-	53.0%	59.8%	66.7%	・自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要がある。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭するにより、自殺対策に関する国民の理解を深めることが必要であることから、平成28年改正時に、自殺予防週間や自殺対策強化月間が設けられたもの。これらの認知度を高める必要があることが、指標として設定した。 ・目標値は、第3次大綱に「国民の3人に2人以上が聞いたことがあるようにすることを目指す」とされていることから、66.7%とした。 (参考)令和2年度実績値53.6%は、分母:厚生労働行政モニターアンケート回答者の人数(390人)、分子:自殺予防週間、自殺対策強化月間の両方若しくはいずれかについて知っている方的人数(209人)から算出したもの。	
						-	39.5%	62.1%	53.6%			
3	交付金を活用して、事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数(アウトプット)	-	-	前年度の実績以上	毎年度	1,263	1,316	1,367	1,388	1,355	・自殺対策をおこなう地方自治体及び民間団体の実数を把握することにより、地域レベル及び民間団体における自殺対策の推進状況を計れるため指標として設定した。 ・なお、事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数については、各自治体や民間団体において地域の実情を踏まえた事業を実施しており、具体的な最終目標の設定が困難である。また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、目標値は「前年度の実績以上」とする。	
						1,316	1,367	1,388	1,355			
(参考指標)						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
4	SNSを活用した相談事業における相談件数(延べ件数)					10,129	22,725	45,106	63,028		若者が日常的なコミュニケーション手段として利用するSNSを活用した相談・支援体制の強化は、悩みを気軽に話し、孤立を防ぐことで、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策となるものであるが、相談件数は一概に増加・減少することが望ましいとは言えないことから、参考指標とした。	
5	(ア)「10歳～19」及び(イ)「20歳～29歳」の人口10万人当たりの自殺者数					(ア)5.0 (イ)17.7	(ア)5.3 (イ)17.1	(ア)5.9 (イ)16.8	(ア)7.1 (イ)19.9		当面の重点施策として子ども、若者の自殺対策の推進を掲げているが、自殺対策は保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連施策と有機的連携を図った地域の様々な取組を総合的に実施しているため、年齢階層別の人口10万人当たりの自殺者数は参考指標とした。	
6	原因・動機が特定された自殺者のうち、勤務問題を理由とした自殺者数					1,991	2,018	1,949	1,918		当面の重点施策として勤務問題の自殺対策の推進を掲げているが、自殺対策は保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連施策と有機的連携を図った地域の様々な取組を総合的に実施しているため、原因・動機別の自殺者数は参考指標とした。	
達成手段1		令和元年度	令和2年度	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和3年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(1)	自殺対策推進経費(平成19年度)	113百万円	90百万円	76百万円	1	・自殺総合対策推進・検証等(自殺対策白書の作成) ・自殺総合対策人材育成(全国自殺対策主管課長等会議の開催) ・自殺総合対策啓推進(自殺予防週間(9/10～16)、自殺対策強化月間(3月)のポスター作成、インターネット広告の実施) ・自殺予防相談体制整備充実等(こころの健康相談統一ダイヤルの運用)					2021-厚労-20-0788	
		42百万円	76百万円									
(2)	地域自殺対策強化事業(地域自殺対策強化交付金等)(平成26年度)	3,017百万円	4,341百万円	3,355百万円	1	・自殺総合対策大綱を踏まえ、地方の自主財源とも組み合わせつつ、地域の実情に応じた実践的な取組を行う自治体や民間団体等を支援する。 ・都道府県及び政令指定都市に設置された地域自殺対策推進センターにおいて、地域の実情に応じた自殺対策を総合的かつ効率的に実施するための市町村支援等を行う。 ・指定調査研究等法人において、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用、自殺対策の先進的な取組に関する情報収集・整理及び提供等を行う。					2021-厚労-20-0789	
		2,721百万円	3,697百万円									
施策の予算額(千円)		令和元年度			令和2年度			令和3年度			政策評価実施時期	令和3年度
		3,129,224			4,431,374			3,443,173				
施策の執行額(千円)		2,763,703			3,772,599							
施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)			
自殺総合対策大綱(閣議決定)						平成29年7月25日			「2026(令和8)年までに、自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させる」			
第204回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説						令和3年1月18日			1 新型コロナウイルス対策(暮らしと雇用を守る) 前年と比べ、自殺者が5か月連続で増加し、とりわけ女性が顕著な傾向にある事態を重く受け止め、SNSを通じた相談窓口などにより、不安に寄り添う体制を強化します。			
第204回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣及び働き方改革担当大臣所信表明演説						令和3年3月5日			自殺対策については、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、足元の自殺者数の増加等にも留意しながら、SNSを活用した相談体制の拡充等を進めてまいります。			